

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 神川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	11	1,300	25	1,300	0	0
1	16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1	11	1,200	27	1,200	0	0
1	53	エチルベンゼン	4	2	18,400	12	6,900	0	11,300
1	80	キシレン	5	1	135,500	4	7,700	0	127,800
1	83	クメン	1	11	2,900	22	2,900	0	13
1	87	クロム及び三価クロム化合物	2	7	98,500	7	98,500	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	11	11,000	17	11,000	0	0
1	291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	1	11	4,400	21	4,400	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3	3	112,200	5	19,000	0	92,900
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	7	5,300	20	2,500	0	2,850
1	300	トルエン	3	3	320,800	3	44,300	0	276,500
1	305	鉛化合物	1	11	66,000	9	0	66,000	0
1	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	1	11	600	28	600	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	11	2,700	23	2,700	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	11	61,000	10	61,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	1	11	100,000	6	0	0	100,000
1	400	ベンゼン	1	11	18,000	13	0	0	18,000
1	405	ほう素化合物	1	11	6,900	19	6,900	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	2,600,000	1	2,600,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	3	3	11,700	16	5,700	0	6,000
1	453	モリブデン及びその化合物	1	11	1,300	25	1,300	0	0
3	4	イソホロン	1	11	15,000	14	13,000	0	1,800
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	11	1,600	24	1,600	0	0
3	16	シクロヘキサン	1	11	87,000	8	76,000	0	11,000
3	33	ニ-プトキシエタノール	1	11	10,000	18	8,200	0	2,100
3	35	メタノール	2	7	14,200	15	14,200	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	7	33,200	11	33,200	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	3	1,520,700	2	1,520,700	0	0
		合計	—	—	5,261,400	—	4,544,800	66,000	650,263

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。